

別記第9号様式（第8条関係）

産業廃棄物税徴収不能額等 還 付 承 認 通知書 納入義務の免除 不 承 認	
第 年 月 日 号	
住所又は所在地 氏名又は名称 様	
熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 印	
年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の還付・納入義務の免除に ついては、次のとおり承認します・一部承認します・承認しません。	
実 績 月	年 月分から 年 月分まで
還付又は納入義務の免除の別	還 付 ・ 納入義務の免除
承 認 額	円
一部承認する (承認しない) 理 由	
備 考	
教 示	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。          なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。</li> <li>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。          なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。          (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。          (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。          (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</li> </ol>

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第10号様式（第9条関係）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div> 年 月 日		※ 納税者番号		枝番	
		住所又は所在地			
熊本県 地域振興局長 様 熊本県熊本県税事務所長		納 税 者	氏 名 又 は 名 称	印	
		担 当 部 課 名 及 び 担 当 者 氏 名	(電話 - - )		
		最 終 処 分 場	所 在 地		
		名 称			
<h3 style="margin: 0;">産業廃棄物税修正申告書</h3>					
熊本県産業廃棄物税条例第14条第2項の規定により、次のとおり申告します。					
実 績 月	年 月分から		年 月分まで		
申告納付に係る産業廃棄物の搬入重量	①	千	.	ト	ン
産業廃棄物税額 (①×1,000円/トン)	②	百 万	千	円	
既に納付の確定した産業廃棄物税額	③				
この申告により納付すべき産業廃棄物税額 (②-③)					
備 考					

- (注) 1 「既に納付の確定した産業廃棄物税額③」欄は、この申告前に行われた申告、更正又は決定により納付することが確定している税額を記入してください。
- 2 附表（課税標準に関する明細書）を添付してください。
- 3 ※印の欄には、記入しないでください。

別記第10号様式の附表

納税者名

課税標準に関する明細書					
実績月	年	月分	処理区分		自己処理
産業廃棄物の種類	搬入重量 (トン) (ア)	重量の測定が困難な場合			合計 (トン) (ア)+(イ)
		体積 (m <sup>3</sup> ) (A)	換算係数 (B)	換算重量 (トン) (A) × (B) = (イ)	
燃 え 殻	.	.	1.14	.	.
汚 泥	.	.	1.10	.	.
廃 油	.	.	0.90	.	.
廃プラスチック類	.	.	0.35	.	.
紙 く ず	.	.	0.30	.	.
木 く ず	.	.	0.55	.	.
織 維 く ず	.	.	0.12	.	.
動物又は植物に係る 固形状の不要物	.	.	1.00	.	.
獣畜及び食鳥に係る 固形状の不要物	.	.	1.00	.	.
ゴ ム く ず	.	.	0.52	.	.
金 属 く ず	.	.	1.13	.	.
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	.	.	1.00	.	.
鉱 さ い	.	.	1.93	.	.
コンクリートの破片その他これに類する不要物	.	.	1.48	.	.
動物のふん尿	.	.	1.00	.	.
動物の死体	.	.	1.00	.	.
ば い じ ん	.	.	1.26	.	.
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物	.	.	1.00	.	.
合 計	.	/	/	.	.

(注) この明細書は、月ごとに作成してください。

別記第 11 号様式 (第 10 条関係)

(表)  
産業廃棄物税更正・決定通知書兼加算金決定通知書

第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称 様

熊本県 地域振興局長 印  
熊本県熊本県税事務所長

地方税法の規定により下記のとおり更正・決定したから通知します。この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納入(付)書により納入(付)してください。  
なお、不足税額については、申告納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じて年14.6%(この更正又は決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については年7.3%(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合)の割合で計算した延滞金額を加算して納入(付)してください。

記

納税者番号	枝番	指定納期限				
最終処分場	所在地	内 訳			名称	
実績年月 〔区分〕						
本税	申告書提出期限	申告書提出日				
	再更正・更正・決定額		既に納入(付)の確定した額		差引過不足額	
	課税標準数量(トン)	税 額 (円)	課税標準数量(トン)	税 額 (円)	課税標準数量(トン)	税 額 (円) ①
	区 分	率(%)	決定額 ②		根拠法令	
	加算金	過少申告加算金(円)			納入(付)すべき額計(円) ①+②	
	不申告加算金(円)					
	重 加 算 金(円)					
本税	申告書提出期限	申告書提出日				
	再更正・更正・決定額		既に納入(付)の確定した額		差引過不足額	
	課税標準数量(トン)	税 額 (円)	課税標準数量(トン)	税 額 (円)	課税標準数量(トン)	税 額 (円) ①
	区 分	率(%)	決定額 ②		根拠法令	
	加算金	過少申告加算金(円)			納入(付)すべき額計(円) ①+②	
	不申告加算金(円)					
	重 加 算 金(円)					
本税	申告書提出期限	申告書提出日				
	再更正・更正・決定額		既に納入(付)の確定した額		差引過不足額	
	課税標準数量(トン)	税 額 (円)	課税標準数量(トン)	税 額 (円)	課税標準数量(トン)	税 額 (円) ①
	区 分	率(%)	決定額 ②		根拠法令	
	加算金	過少申告加算金(円)			納入(付)すべき額計(円) ①+②	
	不申告加算金(円)					
	重 加 算 金(円)					
本税	申告書提出期限	申告書提出日				
	再更正・更正・決定額		既に納入(付)の確定した額		差引過不足額	
	課税標準数量(トン)	税 額 (円)	課税標準数量(トン)	税 額 (円)	課税標準数量(トン)	税 額 (円) ①
	区 分	率(%)	決定額 ②		根拠法令	
	加算金	過少申告加算金(円)			納入(付)すべき額計(円) ①+②	
	不申告加算金(円)					
	重 加 算 金(円)					
備 考	教示については裏面をご覧ください。					

## (裏)

教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
--------	--

別記第 12 号様式 (第 12 条関係)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>  年 月 日  熊本県知事 様	※ 納税者番号		枝番	
	申 請 者	住所又は所在地		
		氏名又は名称	印	
		担当部課名 及び担当者氏名	(電話 - - )	
	最 終 処 分 場	所在地		
名 称				

**産業廃棄物税減免申請書**

熊本県産業廃棄物税条例第 15 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

実 績 月	年 月分から	年 月分まで
減 免 前 の 税 額	円	
減 免 申 請 税 額	円	

減免を必要とする理由 (該当する番号に○をし、1 又は 4 の場合は余白に理由を詳しく記入してください。)

- 1 熊本県産業廃棄物税条例施行規則第 11 条第 1 号該当のため
- 2                   "                   第 11 条第 2 号該当のため
- 3                   "                   第 11 条第 3 号該当のため
- 4                   "                   第 11 条第 4 号該当のため

(注) 1 減免を必要とする理由を証明する書類を添付してください。  
 2 ※印の欄には、記入しないでください。

別記第13号様式（第12条関係）

<p style="margin: 0;">承 認 産業廃棄物税減免一部承認通知書 不承認</p>	
<p style="margin: 0;">住所又は所在地 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">熊本県知事 印</p>	
<p style="margin: 0;">年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物税の減免については、次のとおり承認します・一部承認します・承認しません。</p>	
<p style="margin: 0;">実 績 月</p>	<p style="margin: 0;">年 月分から 年 月分まで</p>
<p style="margin: 0;">承認額</p>	<p style="margin: 0;">円</p>
<p style="margin: 0;">一部承認する (承認しない) 理由</p>	
<p style="margin: 0;">備考</p>	
<p style="margin: 0;">教 示</p>	<p style="margin: 0;">1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。</p> <p style="margin: 0;">2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。</p> <p style="margin: 0;">なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、決定を経ないでも提起することができます。</p> <p style="margin: 0;">(1) 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。</p> <p style="margin: 0;">(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p style="margin: 0;">(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第 14 号様式 (第 13 条関係)

		※ 納税者番号				枝番			
※	局(所)長	次 長	部 長	副部長	課 長	係 長	主 査	課 員	
決 裁									

  

受付印  年 月 日  熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長	届  出  者	フリガナ	
		住所又は所在地	〒 -
		フリガナ	
		氏名又は名称 (代表者氏名)	印
担当部課名 及び担当者氏名		(電話 - - )	

  

**産業廃棄物税最終処分場設置届出書**

熊本県産業廃棄物税条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

最  終  処  分  場	フリガナ		
	所在地		
	フリガナ		
	名 称		
	産業廃棄物処理施設の設置許可年月日及び許可番号	年 月 日	
		第 号	
	種 類	安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型	
	重量の測定	可 ( 重量計の最小目盛 ) ・ 不可	
埋立処分開始年月日	年 月 日		
備 考			

- (注) 1 複数の最終処分場を有する場合は、最終処分場ごとに届出書を提出してください。  
 2 「最終処分場の種類」欄は、該当する項目に○をつけてください。  
 3 「重量の測定」欄は、該当する項目に○をつけてください(「可」の場合は、重量計の最小目盛も記入してください。)  
 4 産業廃棄物処理施設設置許可証の写しを添付してください。  
 5 ※印の欄には、記入しないでください。



別記第 15 号様式 (第 13 条関係)

		※ 納税者番号				枝番			
※ 決裁	局(所)長	次 長	部 長	副部長	課 長	係 長	主 査	課 員	
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 1.2em;">受付印</span> </div>  年 月 日  熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様		届 出 者	住所又は所在地						
			氏名又は名称	印					
			担当部課名 及び担当者氏名	(電話 - - )					
		最終 処分 場	所 在 地						
			名 称						
<b>産業廃棄物税最終処分場の届出事項変更届出書</b>									
熊本県産業廃棄物税条例第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。									
届 出 事 項	変 更 前				変 更 後				
変 更 年 月 日			年 月 日						
変 更 理 由									

(注) 1 産業廃棄物処理施設の設置許可に関する変更がある場合には、許可証の写しを添付してください。  
 2 ※印の欄には、記入しないでください。

## 訓 令

## 熊本県訓令第1号

本庁各部署課（総室・室）  
各地方出先機関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成17年2月14日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令  
熊本県税事務取扱規程（昭和47年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13節 狩猟税（第121条の2・第121条の3）」を「第13節 狩猟税（第121条の2・第121条の3）」に改める。

（第121条の4－第121条の7）」に改める。  
第2条中第10号を第12号とし、第5号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6）産業廃棄物税条例施行規則 熊本県産業廃棄物税条例施行規則（平成17年熊本県規則第 号）をいう。

第2条第3号の次に次の1号を加える。

（4）産業廃棄物税条例 熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号）をいう。

第4条第1項中「条例」の次に「、産業廃棄物税条例」を加える。

第8条中「及び」を「、産業廃棄物税条例及び」に改める。

第2章に次の1節を加える。

第14節 産業廃棄物税  
（登録の手続）

第121条の4 局長等は、産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書（産業廃棄物税条例施行規則別記第1号様式）の提出があったときは、必要な事項を電算処理するとともに、産業廃棄物税特別徴収義務者登録台帳（別記第107号の2様式）（以下この条において「登録台帳」という。）に登録し、当該提出をした者に対し、特別徴収義務者の証（産業廃棄物税条例施行規則別記第2号様式）を交付するものとする。

2 局長等は、産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届出書（産業廃棄物税条例施行規則別記第3号様式）の提出があったときは、必要な事項を電算処理するとともに、登録台帳に変更事項を記載するものとする。

3 局長等は、産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書（産業廃棄物税条例施行規則別記第4号様式）の提出があったときは、必要な事項を電算処理するとともに、登録台帳に特別徴収義務の消滅に関する事項を記載するものとする。

（調定の手続）

第121条の5 産業廃棄物税の調定は、電算処理によって作成される産業廃棄物税調定決議書に申告書及び産業廃棄物税更正・決定決議書兼加算金決定決議書（別記第107号の3様式）を添付して行うものとする。

（更正又は決定の手続）

第121条の6 産業廃棄物税の更正又は決定は、産業廃棄物税更正・決定決議書兼加算金決定決議書（別記第107号の3様式）により行い、産業廃棄物税更正・決定通知書兼加算金決定通知書（産業廃棄物税条例施行規則別記第11号様式）により特別徴収義務者又は納税者に通知するものとする。

（特別徴収義務者等の調査）

第121条の7 局長等は、特別徴収義務者及び納税者の申告内容に関する調査を年1回以上行うものとする。

第153条第1項中「又は法第700条の21第1項後段」を「若しくは第700条の21第1項後段又は産業廃棄物税条例第12条第1項後段」に、「行なう」を「行う」に改める。

第154条第1項中「第16条第3項」の次に「（これを準用する場合を含む。）」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

別記第107号様式の次に次の2様式を加える。



別記第 107 号の 3 様式 (第 121 条の 5 関係)

決 裁	局(所)長	次 長	部 長	副部長	課 長	係 長	主 査	課 員

起案日 年 月 日

### 産業廃棄物税更正・決定決議書兼加算金決定決議書

別添明細書のとおり課税標準、税額を(再)更正(決定)し、加算金を決定してよろしいか。  
 なお、御決裁のうえは、次案のとおり通知してよろしいか、併せて伺います。

記

				通 知 日	
納税者番号				枝番	指定納期限
特別徴収義務者 又は納税者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
最終処分場	所 在 地				
	名 称				
参 考					
本 税	区 分		再更正・更正・決定額	既確定額	差引過不足額
	納 入	課税標準数量(トン)			
		税 額 (円)			①
	納 付	課税標準数量(トン)			
税 額 (円)				②	
加 算 金	区 分		率(%)	決定額 (円) ③	納入(付)すべき額計 (円) ①+②+③
	過少申告加算金				
	不申告加算金				
	重 加 算 金				
件数		根拠 法令			
備考					

別記第 107 号の 3 様式の附表

産業廃棄物税更正・決定兼加算金決定明細書

実績年月 [ 区分 ]	納税者番号	枝 番	特別徴収義務者 又は納税者	住所又は所在地	
				氏名又は名称	
	申告書提出期限		申告書提出日		
本税	再更正・更正・決定額		既に納入(付)の確定した額		差引過不足額
	課税標準数量(トン)	税 額 (円)	課税標準数量(トン)	税 額 (円)	課税標準数量(トン) 税 額 (円) ①
加算金	区 分	率(%)	決定額 ②	根拠法令	
	過少申告加算金(円)			納入(付)すべき額計(円) ①+②	
	不申告加算金(円)				
	重 加 算 金(円)				
申告書提出期限		申告書提出日			
本税	再更正・更正・決定額		既に納入(付)の確定した額		差引過不足額
	課税標準数量(トン)	税 額 (円)	課税標準数量(トン)	税 額 (円)	課税標準数量(トン) 税 額 (円) ①
加算金	区 分	率(%)	決定額 ②	根拠法令	
	過少申告加算金(円)			納入(付)すべき額計(円) ①+②	
	不申告加算金(円)				
	重 加 算 金(円)				
申告書提出期限		申告書提出日			
本税	再更正・更正・決定額		既に納入(付)の確定した額		差引過不足額
	課税標準数量(トン)	税 額 (円)	課税標準数量(トン)	税 額 (円)	課税標準数量(トン) 税 額 (円) ①
加算金	区 分	率(%)	決定額 ②	根拠法令	
	過少申告加算金(円)			納入(付)すべき額計(円) ①+②	
	不申告加算金(円)				
	重 加 算 金(円)				
申告書提出期限		申告書提出日			
本税	再更正・更正・決定額		既に納入(付)の確定した額		差引過不足額
	課税標準数量(トン)	税 額 (円)	課税標準数量(トン)	税 額 (円)	課税標準数量(トン) 税 額 (円) ①
加算金	区 分	率(%)	決定額 ②	根拠法令	
	過少申告加算金(円)			納入(付)すべき額計(円) ①+②	
	不申告加算金(円)				
	重 加 算 金(円)				
申告書提出期限		申告書提出日			
本税	再更正・更正・決定額		既に納入(付)の確定した額		差引過不足額
	課税標準数量(トン)	税 額 (円)	課税標準数量(トン)	税 額 (円)	課税標準数量(トン) 税 額 (円) ①
加算金	区 分	率(%)	決定額 ②	根拠法令	
	過少申告加算金(円)			納入(付)すべき額計(円) ①+②	
	不申告加算金(円)				
	重 加 算 金(円)				
申告書提出期限		申告書提出日			

別記第151号様式中「地方税法 条 項において」を「  
において」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。